

エアコン修理のトラブルにご注意ください



近年は猛暑の夏が続き、エアコン修理に関する消費者トラブルが急増しています。インターネット広告等で「即日対応」「格安」とうたう業者に修理を依頼したものの、「高額な料金を請求されたのに直っていない」「その後業者と連絡が取れなくなった」といった相談が多く寄せられています。

相談事例



「最安値約
4,000円～」

「即日対応・
1,500円から」



業者はガスを充てんすると言い作業したが直らなかった。修理費用として約4万円を請求し「25万円で新しいエアコンを購入すれば修理費用は無料」と言ってきた。新規購入はせず修理費用約4万円を払ったが納得がいかない。

事前の見積りや説明がないまま作業が始まり、終了後に「無料でホースの清掃もした」と約7万円を請求された。エアコンは直っておらず、納得がいかない。

注意

- インターネット広告の「即日対応」や「地域最安値」といった表示を見て、暑さから焦って修理を依頼してトラブルになるケースが見られます。
- 故障原因を十分に調査せず修理として不適切な作業を行ったり、動作確認をせずに帰ってしまったりするなど、適切な修理作業ができていない業者が存在します。
- 事前の見積もり額と大きく異なる高額な費用を後から請求されたり、領収書に会社名等の記載がなく後日連絡がつかなくなったりする事例が見られます。

ポイント

- なるべく本格的な暑さを迎える前にエアコンの試運転を行い、異常がないか早期に確認しましょう。広告の表示を過信せず、作業前に必ず故障原因、修理内容、修理費用の説明を求め、納得ができない場合はきっぱり断りましょう。
- 修理作業が完了したら、業者が帰る前に必ず一緒に試運転をして直っているかどうか確認してください。また領収書や作業報告書は必ず残しておきましょう。
- 料金や作業内容に納得がいかない場合は、その場での支払は避けましょう。（訪問販売によるクーリング・オフ等の適用ができる可能性がある場合もあります。）
- 日頃から地域の電気工事店など、信頼できる修理業者の情報を収集しておくことが安心につながります。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン ☎ 188

（最寄りの消費生活相談窓口につながります。）

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤン

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700（相談専用）



愛媛県消費生活相談窓口
イメージキャラクター
「こまどりのPipi」